

第一回國會 衆議院 運輸及び交通委員會會議錄第二十四号

昭和二十二年十月六日(月曜日)

午前十一時十六分開議

出席委員

委員長 正木 清君

委員 高瀬 傳君 堀田 郁君

井谷 正吉君 館 俊三君

成重 光廣君 志賀健次郎君

橋 直治君 原 彪君

堀川 恭平君 矢野 政男君

山崎 岩男君 岡村利右衛門君

田村 虎一君 中野 武雄君

飯田 義茂君 前田 正男君

出席政府委員

運輸政務次官 田中源三郎君

運輸事務官 郷野 基秀君

委員外の出席者

専門調査員 岩村 勝君

本日の會議に付した事件

道路運送法案(内閣提出)(第四七號)

○正木委員長 會議を開きます。

これより前會に引續き、道路運送法案を議題として質疑にはいります。本日は第二章の各條項の審査を繼續いたします。

○前田(第)委員 私は先般道路運送委員會と當委員會との關係についてお尋ねいたしましたのでありますが、もう一つ進めてお話を承りたいと思つたのであります。それは今後のいろいろな陳情請願等の問題でございます。相當の数の陳情請願がありますし、また種類においても多岐多様であります。當委員會においてその請願を決定いたします。その場合に、道路運送委員會とい

うものがありまして、これにもその問題を付議されることになるわけでございますが、その場合におきまして、この委員會の採擇したものに對して重點を置かれるのであります。また道路運送委員會の決定したものを重點的に取上げていかれるのであるか。そういう點をよくお聴きしておかないと、將來この委員會の請願に對しての決定が何らの權威がないということになります。そうなるを將來においてこれが非常な禍をなすことになりはしないかと思ひますが、將來この道路運送委員會が設置された場合に對する政府の取扱方を一應お尋ねしたいと思ひます。

○郷野政府委員 道路運送委員會は、前回は御説明申し上げましたように、これは行政部の諮問機關でございます。従つて、ただいまお話のございました國會で御審議になりました陳情、請願等の取扱方につきましては御意見は、關係の行政廳といたしまして、行政運管の面におきまして、特に重視してこれに従つて行政運管をやるべきことは當然でございます。従つて道路運送委員會が行政部の諮問委員會といつたしまして意見を述べますにあたりましては、やはり同じ立場におきまして、國會の意見というものは十分に道路運送委員會におきましてもこれを承知いたしましたして、意見を行政官廳に述べるといふことになるべきものと考えております。

○前田(正)委員 先ほどと關連した質問であります。縣會におきまして、いろいろやはり交通關係の委員會があるようでありまして、そういう方面の地方の小委員會と、この道路運送委員會との關連はどういうふうにいたしておりますか。實はいろいろこういう行政あるいはまた立法上の問題につきまして、委員會はさらに殖えて、國會でありますとか、地方の常任委員會との間にいろいろ意見が異なるというやうな場合が生じてくるのではないかと私は考えられるのでありますが、そういうものに對して一體當局はどういうふうにお考えになつておるか、お伺いたします。

○郷野政府委員 道路運送委員會と、地方の府縣會等の交通委員會があるといつたしましては、こういう機關との關係につきましては、法制上は形式上直接のつながりをもつておりません。しかしながら道路運送委員會はこの諮問事項に對しまして意見を述べるにあたり「事件關係人又は參考人に對し、出頭を求めてその意見又は報告を徴しなればならない」という規定もございまして、これらの問題につきまして意見を述べるにあたりましては、廣く各方面の意見をできるだけ徴しまして、公正な意見を述べることに相なつております。この場合におきまして、特にたいだいまお話の府縣會の交通委員會というやうなところの意見につきましては、道路運送委員會としてはこの點に留意を拂ひまして、その意見は十分參酌すべき職務上の義務が一般的に

申してあるものと考えます。従つて特にこれらの府縣會等におきまして御意見があるようございしましたならば、道路運送委員會はその御意見を徴しまして、これを答申の際に參考にすることは當然努めてまいらなければならぬものと考えます。

○前田(正)委員 これに關連したことでありまして、このうしろの章に當る十二條の第六項の「公共の福祉に反する結果を生ずるやうな競争がひきおこされる虞のある」ということは、これは大臣が認定されるようになっております。これはやはり道路運送委員會というものができた場合には、多少ここに相談する必要があるのではないかとと思ひます。これは大臣が認定をする場合には「左の場合を除く」となつておりますが、このおそれのあつた場合には、地方の事情によりましては、その土地の委員會とかの意見を聽かなければならないと思ひますが、どうですか。

○郷野政府委員 第十二條の第二項に「主務大臣は、前項の基準に適合する申請があつたときは、左の場合を除く」とは、事業の免許をしなければならぬ。というふうに規定されておりますが、具體的に事業の免許をするかしないかという場合につきましては、道路運送委員會の第八條の規定によりまして、主務大臣は諮問をしなければならぬことになつております。従つて道路運送委員會がこの諮問に應じまして意見を述べるにあたりまして、この十

二條の規定によりまして、ここに第二項に掲げられております六つの場合に該當するかどうかということにつきましても、道路運送委員會は自分の意見を立てまして、これに基いて大臣その他行政官廳に意見を申し述べるといふことになるべきものと考えております。

○田村委員 この條文は、道路運送委員會というものをつくつて民間の聲を聴き、民主的に道路運送をやつていくという趣旨が、この法案の上によく現れておるのであります。そこでこの道路運送委員會というものの職責が非常に重要になつていく。その道路運送委員會は知事が推薦をするということになつておるのでありますが、この法案の各種の下級官廳の責任と、それから施行令、政令の要綱案とを對照してみますと地方長官、府縣知事の權限が非常に縮小されておるのであります。たとえば輕便車を用いて貨物の運搬をなす。いわゆる牛車、馬車のごときのもので鐵道局長であつて、府縣知事ではないのであります。こうしたふうに民主的にやるといふことは非常によいこととありますが、結局府縣知事は國道を管理する當面の責任者である。道路その他橋梁に對する施設の管理に缺陷があつた場合には、そのために事故が生じたとき國家賠償法案によつて縣自身が第一の損害賠償の被告になつてくるわけでありまして、こうしたやうな重い責任をもつております道路管理者、いわゆる府縣知事の立場になつて

みると、何か缺點があれば、ただちに損害賠償の訴追を受ける。そうしておいて事業に對する制限は非常に縮小されておると思ふのであります。それは結局府縣知事の推薦する道路運送委員會において、その意見を十分述べられるからという御答辭が先般あつたのであります。そうしたことは不完全で、この政令案の内容と、この法案の各種の下級官廳との仕事とを對照してみますと、少くともこの道路管理者の府縣知事の権限をもう少し擴大して、これに對して廣範圍の委任行政をする必要があると思ふのであります。當局はその點はどういうようにお考えでありますか。

○郷野政府委員 現行の自動車交通事業法におきましては、道路管理者との關係におきましては、その施行規則におきまして、免許の申請書を行政官廳が受付けました場合には、都道府縣知事に對しましてその寫しを添え、一般の道路及び一般通行の用に供する道路に關しまして、期限を指定して管理上の意見を徴するということになつております。従いまして今後において新しい法律によりまして、これらの事務をとつてまいります上におきまして、もちろん道路管理者に對しましては、その管理上の意見を徴しまして、道路管理者の道路管理上の意見と、事業に關する免許などの行政行為との關係におきまして、相互の關係は十分に保つてまいりたいと思つております。従いまして同様に施行規則におきましては、こういう規定を設けたいと思つております。なお一般的に申しまして、道路管理者といしまして、御指摘のごとく道路を使用する者に對しまして、

安全な使用ができるようにこれを保守維持いたしなすことは、道路管理者の責任であらうと存じます。従いまして自動車の交通に對しまして、一たび道路管理者の意見を徴しまして免許をいたした上は、道路管理者といつたしましては、この上を運賃いたした自動車の交通に對しまして、その安全を維持していくように保守すべき責任があると思つて存じます。従いまして道路管理者の意見というものは、實際これらの事務の取扱ひの上におきましては十分に重きを置いて連絡をとつてまいらうと思つて存じます。

○田村委員 この輕車輛による旅客運送の場合で、たとえば馬車のごとき——自動車は八人以上以下によつて行政官廳が運うのでありますけれども、馬車は八人以上十人、十五人も乗れる場合が多いと思ふのであります。しかし馬車は人数が多けれども、自動車の取締りとはほど取締方針が違つておるのであります。將來この大型の馬車と申しますか、八人以上の定員を有するところの輕車輛の旅客運送に對しましては、やはり施行令にあるような方針でお進みになるつもりであるか。そこに自動車のごとき區別をつける必要はお認めにならぬのですか。

○郷野政府委員 乗合馬車につきましては、自動車におきましてのごとく、特に大型のものの出現も豫想されないでございまして、おのずから乗合馬車につきましての大きさというものは、現状におきましては、應の想像がつくのでございまして、従いまして乗合自動車におけるとく大型のものの出現も豫想されませんので、乗合馬車につきましては定員によりまして、これを區別するといふようなことは考えないで参りたいと存じます。なお乗合馬車の行政につきましては、府縣知事にこれを委任してまいりたいと思つております。

○館委員 簡單なことではあります。第十一條で「自動車運送事業を經營しようとする者は、命令の定めるところにより、事業計畫を定め、主務大臣の免許を受けなければならぬ。」「前項の免許は、前條に掲げる種類ごとに、これを受けるべきではない。」「となつております。これは一つの會社がこの前條の各條項を二つ以上あるいは三つ以上というふうな二重免許が受けられるのであります。

○郷野政府委員 その必要のありまする場合におきましては、二種以上の業種につきまして免許を受けられることになりまして、

○館委員 その場合に、これは政令で定めるだらうと思ひますが、業者の所有する、たとえばトラックならトラックを會社が二重の免許をとつた場合に、トラック個々についての使用に對する、區別してトラックを使うというようないし指示が何かあるべきか。それとも同一のトラックが二重の仕事をするということになりますか。その邊を伺ひたい。

○郷野政府委員 ただいまお尋ねの問題につきましては、事業計畫を定めまして主務大臣の免許を受けるというこゝになつておられますので、この事業計畫におきまして、どういふ仕事に對し、どれだけの車輛を配置して、どういふ運轉系統、どういふ運轉時刻、あるいは運轉回数を設定して事業をやるかといふことにつきまして、具體的に

これを事業計畫で定めまして免許をすることになりますので、お話しのような點は事業計畫において明らかにしておきます。

○館委員 少いトラックをもつていろいろの免許をとつてゐるために、その會社が非常に能率が上らないといふ場合が往々にしてみられるのじやないかと思ひます。その點について十分御注意を願ひたいと思ふ。たとえばトラックが區間營業をやる場合、あるいは區域營業をやる場合に、少いトラックで兩方ともつてゐる場合が生じてくる。その場合には事業計畫をもちろん省において檢討されることであらうと思ふが、そういう場合についての危惧をここで申し上げたわけでありまして、免許をせられる場合に、やたらに能力以上の路線を獲得せよといふ意味において、從來は悪く推量されておつたのであります。現實にまた業者としては、路線獲得といふ問題が重大な問題でありまして、なるべく多く獲得しようといふことが當利事業から見れば當然なことでありまして、その能力といふものといふことになる條件をこしらえられるか、そこに質問の重點をおいたのであります。その邊十分御注意を願ひます。

○矢野(正)委員 簡單にお伺ひいたします。特定自動車運送事業の中の第三にありまます特定積合貨物自動車運送事業、この點であります。過日來の御説明のときに伺つたのであります。この項目にはほとんどこの事業は該當するものがなからうといふような御説明であつたのであります。もし該當する事業がないといふすれば、この項目は必要ない。こういうふうな考へるものであります。この點をお伺ひいたします。

○郷野政府委員 お話の通り、この特定積合貨物自動車運送事業につきましては、こういう例は今後におきましてもさしあたりのところ、多くはなからうと思ひます。しかしながら今回第十條におきまして自動車運送事業の種類を規定いたしますにあたりましては、各種の今後豫想せられまます業種に對しまして、包括的にすべてが含まれるような規定を設けまして、自動車運送事業の今後の自由な發展を期待したいといふ考へ方から、こういう分類をとつたのでございまして、従いましてこれらの業種のものの一部につきましては、現在あまり發達してないといふようなものがございまして、あるいはこれが將來發達してまいるといふような可能性のないわけではないと存じます。そのうち、一應全部包括できるようにいたしたいと存じます。なお現在におきまして、郵便の輸送につきましては特定積合はあり得るものと思つております。

○正木委員 第二章については、質疑もないやうであります。第三章自動車運送事業の各條項の審査にはあります。質疑はこれを許します。矢野(正)委員

○矢野(政)委員 ただいまの特定積合貨物自動車のごときにつきましてお伺ひいたします。そういたしますと、現在これに該當いたしますものは、郵便車は該當いたすことになりましか。なお將來この類に屬する事業といひますと、どういふ點をお考へになりますか。

○郷野政府委員 お話のごとく郵便遞

送につきましては、この業種に該当するものであると考えます。なお今後におきましては、具體的にはつきりいたしました豫想を立てておりませんけれども、こういう面におきまして、旅客の乗合のごとき、貨物におきましてはこの業種の發展し得べき一つの素地をつくつておきたい。かように考えておる次第でございます。

○前田(都)委員 第十條の特定自動車運送事業というのでありますが、これはどんなものを指すのでありますか。

○郷野政府委員 特定自動車運送事業につきましては、二號の特定自動車運送事業の下に、括弧の中にこの事業の説明をいたしておるのでございますが、特定の人の需要に應じまして、特定の旅客または物品を運送する自動車運送事業と云うという定義でありまして、運送契約の相手方を特定する必要があると同時に、運送の客體であります旅客または物品につきましても、一應これが特定されておるといふ必要があることにいたしました。こういふふうにしたしまして、運送契約に、仲介者を設けることによりまして一般の旅客または物品を運送するといふようなことのないようにいたしたいと考えております。具體的の例といたしましては、これはアメリカで非常に發達しておるようでございますが、學校のバス、スクール・バスといふのがございます。こういふものでございまして、あるいは工場、これは工場の通動用のバスでございますが、こういふ種類の事業について考えられると存じます。この特定事業を特に一般の事業と區別いたしましたのは、前に御説明申

し上げましたように、一般事業におきましては一般人の需要に應じまして自動車運送事業を行うということになりまして、特に公益性も強いということになりますので、特定事業とこれを區別いたしまして、特定事業につきましまして、一般事業に對する多少規定の適用の面におきましても、差を設けていいのではないかとすることも考えられますので、二通りに區別をいたした次第でございます。

○前田(都)委員 そうしますと、これは以前に各デパートなんかでお客様を送り迎えておりましたが、ああいうものも含むものでございましょうか。またこの特定自動車というものは、やはり最近のうちに免許される意思があるわけでございますか。ただかういふわけをおこしらへになるというわけでございますか。その點をちょっと伺いたい。

○郷野政府委員 お話のようなデパートの客を輸送いたします事業という上りなもの、この觀念のうちにはいると考えます。具體的にこれらの業種のものにつきましまして免許するかしないかということにつきましては、今後の資料などの需給の情勢なども考えまして、實際にそういう輸送需要に對しまして、これを輸送する機關を設ける必要があるかどうかということもよく考えまして、今後その情勢に應じまして考えられる問題だと存じます。現状におきましては、あまり多くこういふものを急激に認めていくということとはなうてい困難ではないかと考えております。

○前田(都)委員 次に第十二條でございますが、十二條の「自動車運送事業

の免許に關し妥當な基準を定め、これを公示しなければならぬ」ということがございまして、妥當な基準というのは大體どんなものでありますか。それを尋ねます。

○郷野政府委員 ここでは妥當な基準といたしまして、抽象的に規定されておりますが、基準につきましましては、結局公益事業といたしまして、その公益性を十分に満たしてまいることのできる力をもつということが基準になるのであります。従いまして車輛の數でありますとか、従業員の数でありますとか、資本でありますとかいふものにつきまして、考慮がされることになると存じます。結局各事業につきましまして現實に行われます場所における運輸數量交通需要というふうなものと關連がございまして、これにつきましましては、各地區ごとの交通事情、またその業種の特殊の事情というふうなものが考慮せられまして、數種の段階が用意せられるものと考えるのでございます。しかしながらこの基準につきましましては、第八條の規定によりまして、道路運送委員會が諮問を受けて意見を述べ、これに基いて行政官廳がこれを決定するということになつておりますので、今後道路運送委員會ができましたならば、これらの事情につきましまして、詳細な資料も整えて、道路運送委員會の意見によりましてきめてまいりたいと、かように考えているのでございます。

○前田(都)委員 そうしますと、妥當な基準が大體道路運送委員會でございまして、これを公示するとなつておりますが、どういふ方法において公示なさるのでありますか。

○郷野政府委員 これは運輸省の告示といたしまして、官報に公告いたしたいと考えております。

○前田(都)委員 次に第二十五條の、私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外という問題であります。これを詳しく説明していただきたいと存じます。

○郷野政府委員 二十五條の規定を設けました趣意は、獨占禁止法の二十二條の規定によりまして、私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外につきましては、別に法律をもつて規定しなければならぬということになつておりますので、二十五條の規定を設けまして、ここに規定されておりますような正當な行爲につきましましては、この獨占禁止法の適用を除外することにいたしましたのでございます。ここに掲げてございまして二十三條の認可を受けて行ふ正當な行爲と申しますのは、連絡運輸、あるいは共同經營その他運輸に關する契約ということになつておりますが、これらの内容につきましては、主務大臣におきましてその正當なものであることを確認いたしまして認可をすることといたしております。従いましてこれらにつきましましては、獨占の弊害といふことは考えられませんが、この除外は除外いたしておきます。その次の二十四條の第二項にありますが、他の運送事業者又は通運事業者と設備の共用、連絡運輸、共同經營又は運輸に關する協定とございまして、これにつきましましては、特に事業改善の命令として指示をされる事務でございます。従いましてこれが公益に反する理由はないのでございます。獨

占禁止法の規定を適用しないという趣前にいたしまして、何ら實際において差支えないものと考えております。

○前田(都)委員 地方のバス業者あたりで非常な廣汎にわたつて獨占的に營業權をとつてゐるのがあるものであります。そういうものに對する取計は、今後引續いておやりになるのであります。一縣下にわたつて相當大いのもあります。全國的問題では、大分組合なんかに獨占禁止法で抵觸するものがあるということになります。こういう部分的一プロックに限つたものは、獨占禁止法から言つて何ら差支へないものであります。その點の御意見を承りたいと思ひます。

○郷野政府委員 交通事業につきましましては、程度の差はございますが、多少業務の性質上、いわゆる獨占的な性質をもつことは當然のことと考えております。またそれだけに公益事業といたしまして、公益の増進、事業本來の使命達成という點につきまして、重大な使命をもつてゐるものと考えます。現在トラック業者あるいはバス業者について經營の規模が相當に大きいものもございまして、お話のように全縣一つの會社になつてゐるというふうな事例も、全體から見ますと少ないものではございますが、やはりございまして、しかしながらこれらの事業につきましましては、現在におきましても法律の規定によりまして、資料その他經營上の困難は非常にございまして、公益の確保につきましましては十分に業者にも努力をさせ、またその努力を監視してまいらなければならぬものと考えております。けれども實際の營業の模様を見ま

すと、非常な經營上の困難がございまして、資材の不足などの關係から、なかなか急に事業の改善もできがたいという點もございします。しかしながら獨占禁止法に言ひ私的獨占というふうな獨占の弊害は、現状においては現われていないと考へます。またそういう事態がありましたならば、即刻その改善を命じなければならぬはずでございします。方針といたしましては、企業公益と公平性という點から考へて獨占の弊害が現われるというふうなことにつきましては、十分に取締つてまいらなければならぬのであります。獨占禁止法にいわゆる「私的獨占」とは、事業者が、單獨に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法を以てするかを問はず、他の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を實質的に制限する」というような獨占禁止法にあてはまるような弊害はないものと信じております。

○館委員 前委員の質問と関連して、今の二十五條から判断して、現在の日通事業というふうなものに對する影響、これについての御説明を願ひます。

○郷野政府委員 日本通運の事業につきましても、それが獨占禁止法のいわゆる獨占に該當するものではない、かように考へております。しかしながら御承知の通り日本通運の小運送業におきまして擔當しております仕事は、その全體の業務量の約九割を、一社において擔當しております。こういう點から考へて、この企業形態を、新しい産業

の民主化という見地から、どういふふうな今後やつていつたらよいかということにつきましても、前議會におきまして獨占禁止法についての衆議院の附帶決議、こういう法律の規定、または行政措置によりでござりました企業形態についても、企業の民主化という觀點から、政府において検討を加えていくことが望ましいという御決議もございしたので、この趣旨から検討を加えなければならぬものと考へております。それから日本通運の今後の處置につきましても、どういふふうにするかということもございしますが、これにつきましても御承知の通り、日本通運が現に小運送の取扱ひをいたしておりますのが全體の九割で、鐵道の輸送とも表裏一體になつておりまして、鐵道輸送に對しまして寄與いたしているところもはなはだ大きいのでございします。また取引の面から申しましても、鐵道を介します各地の商取引に對しまして、いろいろこの小運送業は關連をもつていろいろございします。また重要な統制物資の輸送という點におきましても、相當重要な役割を果しております。これらの點を考へますときに、現に日本通運株式會社が國民經濟輸送の面において擔當いたしております重要な任務はいかなる形態において今後日本通運を考へてまいりたいと思ひます。これを無視して取扱ふことはできないのでございします。これらの點についてたゞいま詳細に検討いたしております。従いまして現在においては、この問題についてのはつきりした結論にまだ到達いたしておりません。しかしながら經濟民主化の要求と日本通運の現在果し

ておりますこれらの重大なる使命、また國有鐵道の輸送、この小運送を介しての商取引というふうな點を總括的に考へて、結論を出したいと思ひまして努力をいたしておる次第でございします。

○館委員 日通がその九割の仕事をやつてゐる小運送というものは、道路運送業法の事業の内容として十條に掲げている仕事、つまりトラックの荷物輸送に全部該當するものである。そう考へてみますと、日通の問題はなか／＼めんど／＼なことになると思ひます。従つてこの第二十四條に連絡運輸あるいは共同經營または運輸に關する協定をする、ことなどが大命令で出ることになつておりますが、このうちの連絡運輸、共同經營ということが出てゐること、道路運送法によつて日通の事業から小運送の面が獨立しなければならぬという立場において、こういうことが考へられるのですか。その邊を伺いたい。たとえば小運送の事業は道路運送業法によつて獨立させ、單に日通の實際後に残る事業だけを別に考へる。兩方の建前によつて日通が分離されるかどうかという點です。

○郷野政府委員 この法律が施行せられることになりましたと、道路運送事業等につきましても、本法の適用を見ることがになります。なお現在あります小運送業法並びに日本通運株式會社法が、そのままで、この道路運送法が實施せられることになりましたれば、日本通運の仕事の、道路運送につきましても道路運送法、また小運送業法につきましても小運送業法、また日本通運株式會社法というふうなものがそれぞれ適用せられるのであります。會社の

企業といたしましては、一つの企業體でございします。これがおの／＼會社の業務といたしまして、道路運送をやります場合に道路運送法、小運送業法につきましても小運送業法、これが適用になる。かように考へておるのでございします。

○館委員 そういふ形がいわゆる共同經營という言葉をもちて現わされておる形でありませんか。

○郷野政府委員 共同經營と申しますのは、そういう場合でございませう。これは企業體が二つ以上ございまして、それが一緒になつて事業を經營するといふのでございします。日本通運におきましては、企業體といたしましては日本通運會社が一つでございします。

○正木委員長 委員長からも聴いておきたいと思ひます。この第二十四條の第二號の「通運事業者と設備の共用、連絡運輸」という點ですが、この點詳細に具體的に御説明を願ひたいと思ひます。

○郷野政府委員 ただいまお尋ねの「他の運送事業者又は通運事業者」との第二號にありますが、設備の共用その他の場合でございしますが、連絡運輸、共同經營等の事例はあまりこれは考へられないと存じます。しかしながら設備の共用という面におきましては、たとえば店舗を一緒に使いますというふうな點におきまして、その例は考へられるのじやないかと存じております。

○正木委員長 もう一つお尋ねいたしますが、こういう場合はどうなりますか。現在日本通運が小運搬の九割を占めてゐる。しかも現在の日本通運は、この通運に關する限り全國的に獨

占的な形態をもつてゐることは事實であります。そういういたしますと、この法律が效力を發生して、この十條によつて規定されたこれに基いて、かりに免許をとるようなことがあつた場合でも、この鐵道に關する限りの荷物の取扱ひというものは、必然的に現在の日本通運にあらざればその經營が實際問題として成り立たないようにも考へられませんか、この點に關する御所見はどうか、伺つておきたいと思ひます。

○郷野政府委員 鐵道の小運送、すなわち鐵道貨物の集配の輸送でございしますが、これは現在におきましては小運送業者が行うという建前になつております。従いましては、たゞいまお話のございました今後鐵道の集配貨物を日本通運以外のものにも取扱はせるかどうかという點につきましても、これはむしろ道路運送法の問題ではなくて、小運送業に關する法律の問題になると存じます。私どもといたしましては、通運事業法につきましても、ただいまこれを、できれば今回の國會に内閣より提出いたしたいと存じてまして、用意をいたしておるのでございしますが、結局この小運送あるいは通運事業についての今後の取扱ひの問題にかかつてまいると存じます。今後鐵道の貨物の集配につきましても、新しい小運送事業法の構想におきましては、これを道路運送事業に開放いたしまして、小運送業者が一應鐵道貨物の集配を行うというふうなことはなると思ひますが、これにつきましても道路運送の運送事業の免許が要る。また一般の道路運送事業につきましても免許を得ましたものは、當然驛の集配の貨物も取扱はるといふ建前にいたしたいと考へておりま

するが、今後通運事業法、あるいはこれに間に合わぬといはしめても、小運送業法の運用におきまして、この點につきましては御趣旨の點十分に考慮してまいることができると存じております。

○正木委員長 お諮りいたします。午前の審査はこの程度にして、午後は一時半より再開して、第三章の各條項に對する質疑を續行したいと思ひますが、いかがでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○正木委員長 では午後一時半まで暫時休憩いたします。

午後零時十九分休憩

午後二時三十一分開議

○正木委員長 再開いたします。

午前の審査に引續き第三章の各條項に對する質疑を續行いたします。質疑はこれを許します。矢野政男君。

○矢野政男 第十四項の自動車運送事業の運賃に關連いたしまして、お伺いしたいと思ひます。今回自動車運賃の車額が今年の三月、四月當時五萬一千圓程度でありましたシャシーがさらに六、七月配給分になりまして、十四萬五千圓、さらにまたその後十九萬一千圓という、大體本年の三、四月當時の四倍に近いところの値上りに相なつたのでありますが、一般自動車業者はこの非常に極端な値上りのために、今後の運賃に相當支障を來すのではないかと考へて、現在きめられてあります運賃より相當値上げを認められるお考へでありますか。この點をお伺いしたいと思ひます。

○郷野政府委員 御承知の通り自動車

の運賃につきましては、今年の七月の新しい物價體系がきますにあたりまして、一應その當時豫想せられるいろいろな事情を取入れまして、これをもととして、自動車の旅客、貨物の運賃料金を決定いたしました。現在これを實施いたしているものでございます。その際お話のように自動車の車輻の價格の改訂につきましては、値上りが一應豫想せられたのでございまして、この點につきまして、當時計算上十分に値上りの金額も確定いたしておりませんので、これを見込んでおらないことは事實でございます。従いましてこの點からいたしまして、運賃と再検討をしなければならぬのでございます。新しくきまりました自動車の車輻の價格によりまして、計算してみました結果、價格の改訂が原價償却の點から見まして運賃にどれだけ響くかというところを見たとありますが、今きまつております一キロ當り八十五錢の運賃が、ほぼ實費を賄える程度の運賃であつたのでございまして、これに對しまして四、五錢程度のものじやないかというふうな計算が出た次第でございます。従いまして自動車の經營にかつておりますが、一應現在の八十五錢の運賃を基礎にいたしまして實施しながら、さらに具體的に實績を検討いたしまして、運賃修正の必要があるかどうかを、これから見てまいりたいと思ひます。これから見てまいりたいと思ひます。従つて運賃引上後の現在の實情について實績をたててお調べいたします。これによりまして考慮いたしたいと考へます。

○矢野(政)委員 なおシャシーの値

上りのことでございまして今年の三、四月ごろ五萬一千圓でありましたシャシーが、現在配給に相なつておりますものは十九萬一千圓、これにトラックの場合は架装をいたしまして、さらにまたこれに代燃をつけることに相なりますと、まずトラックが二十五、六萬圓、バスにいたしまして、まず三十五、六萬圓の價格に相なるわけでありまして、今回のシャシーの十九萬一千圓は約四倍に近い値上げであります。私どもは考へていたしましては、あまり製造業者の立場を考へて上げ過ぎてい

るんではないかというふうな気がいたすのであります。この點をお伺いしたいと思ひます。なおただいま申し上げましたようなトラックにして二十五、六萬圓、バスにして三十五、六萬圓というふうなことに相なりますと、その資金の面が各事業の部門とも困るのではないかと考へるのであります。これに對しまして運輸當局はこの資金の面についてどのような考へをもつて今後業者に對して援助の方法をお考へてあります。この點をお伺いしたい。

○郷野政府委員 自動車の新しい價格の決定におきまして相當大幅の値上げを見ることになつたのであります。この點については、現在のシャシーの實際生産に要する原價を、いろいろな角度からそれ／＼適當の官廳において検討をいたしました結果、その値上げはやむを得ないという結論に到達いたしましたのであります。現在の自動車のシャシーは、やはり資材の不足、施設、勞務員の點からしまして、十分に能力を發揮してないという事情がございまして、今度の價格の値上げによりまして、相當今後經營の合理化に努力をいたしません限り、シャシーといはしめても收支はとりこいというところ、この決定をみたのでござい。私どもはこの點につきましては事情まことにやむを得ないものではないかと考へておりますが、それにいたしまして、御指摘の通り自動車運送事業の經營の面から見ますと、いろいろな點で經營が困難になつております。車輻の値段が急激に上つたというところは、まず／＼負擔を重くすることになりますので、この點につきましては、御指摘の通りまことに憂慮をいたしておる次第でございます。なお車輻の購入費の資金の點でございますが、これにつきましては、この値上げに伴ひまして、購入資金も從來に比較いたしまして相當多くの資金を別に調達する計畫を立てなければならぬことになりまして、この點におきましてもはなはだ困難な問題が加つてまいつたのでございます。つきましては私もいたしましては、各自自動車運送業者の車輛の利用に對しまして、一應今年の生産の最近の事情も考慮いたしまして、配分の計畫も立てております。さしあたりこの第二、四半期に對しましては配分の計畫を一應立てておきますので、これに對應いたしまして、必要な資金の需要をとりまとめまして、關係の大藏省とも相談をいたしまして、日本勸業銀行の手を通じまして、この新車購入の資金をいたしまして、各業者に割當てらるべき新車の三分の二の車輛に對しまして、これの購入に要する資金の六割を目途といたしまして計算いたしました金額が一億二千萬圓、バスの關係におきま

して五千萬圓、トラックの關係におきまして七千萬圓の資金を、國全體の産業資金のわくから振り向けてもらうことに話をきめて、ただいまこれで進めることにいたしております。今年の第一、四半期におきましては、全體の割當の資金が六千五百萬圓でございまして、これに對しまして第二、四半期におきましては、できるだけ増額をしてもらふようにいたした次第でござい。○矢野(政)委員 次にボデーの點であります。バス・ボデー、トラック・ボデーにいたしまして、製造會社によりまして價格が一定いたしておらないようでありまして、殊にトラック・ボデーにつきましては、製造會社が適當な理由をつけて單價をきめておるといふうに聞いておるのであります。このボデー製造會社に對しましてはどのような御指示、あるいは公定等についての指導を考へておられますか。その點をお伺いいたします。

○郷野政府委員 ボデーのシャシーにつきましても、御承知の通り車輻の製造工業組合がござい。この組合にシャシーは加入いたしておるのでございますが、この組合を通じて、私どももいたしましては商工省とも連絡をとりまして、價格、製造技術の點につきましていろいろ／＼その會社の運賃について指導をいたしております。また公定價格の問題につきましては、ボデーにつきましてもそれ／＼はつきりきまつておるのでございまして、やはり公定價格を明示させ、その範圍内におきまして、できるだけ技術的の改善、また品質の改善をはかるように努力をいたしておる次第でござい。

〔進行と呼ぶ者あり〕

○正木委員長 第七章、自家用自動車の使用について質疑にはいります。質疑はこれを許します。

○成堂委員 第七章に關連してちよつと運輸當局にお尋ねいたします。具體的に申し上げますと、戰爭中公共の自家用に申し上げます。

用自動車といいますが、市役所等の官公署に備えてつてあり、必ずしも自動車等の木炭車であつたものが、これをガソリン車に切りかえるという場合における手續等について、私は詳しいことを知りませんが、われ／＼のところでもつて最近にこれをガソリン車に切りかえるために、縣の方でも許可にならないし、何か特別な手續を必要とするようなことを言つておりましたが、大體従来の木炭車をガソリン車に切りかえるようなことは、これは個人でなくして、そういう官公署、公共用の自動車についても、そういうような手續があるかどうかという點をお尋ねしたい、

○郷野政府委員　ただいまガソリンの自動車用の配分につきましては、でき

るだけこれを増加してもらいますように、關係當局にもいろいろ實情を具して懇請をいたしておるのでございますが、その使い方につきましては、私どももいたしてあらゆる努力を拂ひまして、ガソリンをほんとうに國民生活の維持、また經濟再建のために、ガソリンでなければならぬ方面に重點的に割當てて使用するということ而努力を、まず拂わなければならぬことになっておりまして、この趣旨によりまして現在ガソリンの使用割當をいたしておるので

ございます。なおこれに關連いたしまして、現在代燃車で運行をいたしております車につきましては、これを引

續きやはりガソリンでなく、代燃車のままです。使つていく方法を考えるようにという關係方面の指示もございまして、私もといたしましては、その車がどこに所屬であるかを問はず、代燃車で從來やつておりましたものにつきましては、特別の事情のない限りすべて代燃車としてこれと引續いて使つていくという方法で事務を處理いたしております。従いまして、代燃車のガソリン切替は困難な状態にあることを御了承を願ひたいのでございます。

○成重委員 具體的に申しますが、實は先だつて商工大臣が九州を視察するといふので、私も地元の關係で自動車を一籌用意しておいてもらいたいといふことを市長あてにお願いしておきましたところ、市長の方では、ただいまその代燃車をガソリン車に切りかえるために手續中であつて、それができない。縣においても、それからその筋においても、それができなくて今日まで来ておるのであります。少くとも今日二十萬なり三十萬の都市の市長あたりが、公の用事として利用する自動車一臺くらい、從來戦争中は、もちろんガソリンが、貴重であつて少かつたために、ほとんど全部九州地方においても代燃車に切りかえておつたのであります。私も考えますに、そういう大きな都市の市長が利用する車が、それ以下のものがガソリンの使用ができて、それらのところでどうしてもその切替ができないというようなことは、多少矛盾しておるじやないかと考えるのであります。あるいはこれが何か個人の營業用であるとか、あるいはその他一般の何かの用であるならばとにかく、そういう地方における

官公營用の自動車等についていしかもたつた一臺しか自動車をもちたいために、代燃車では早急の場合の用に間に合わない。おそろく今日においては、その利用度は他に比較してより以上重要視するべき價值のあるものか、ガソリン車に切りかえられないということ、は、多少矛盾があるのではないかと思ふのですが、いかがでありますか。

○郷野政府委員 お話のような場合に、ついで考えてみますと、お事情につきましては、私もといたしましては、相當考へてみなければならぬやうな場合であるといふうな氣はいたすのでございますが、ただいま申し上げましたやうに、代燃車の切替方につきましては、その車をそのままガソリン車にするとは、關係方面の指し、ございまして、事務的な手続といつて、とりかへるやうな事情もございまして、その邊の、ただいまお話になりましたやうな事情と、これらの事務的手續上の問題とを、どういふやうにして併せて考へていつたらいかというところが、一應私どもの立場といたしましては、事務的に取計らいかねるという事情がございまして、その邊につきまして御了承願ひたいと存するのでございます。

○成重委員 日本政府がそういう官公署で使う自動車一臺くらい、代燃車が必要に迫つてガソリン車に切りかえるという事務的な處理ができないというものは、私は合點かきません。そうむつかしいものでしょうか、何か個人がぜいたくに使うとか、個人の營業に使ふとかいふのではなく、たとえば今度でも私が来るときに北九州方面でも高

松宮がおいでになるといふので、各市が自動車を用意しようといふことも言つておりましたが、いずれもそれができかねて困つておるのです。東京あたりみたいに代用燃料自動車が多數にある所はよいですが、あんな所なものは一市に一臺くらいしかない。警察署長と市長と目録の社長がもつておるくらいなもので、地方には自家用の自動車をもちつておる者はないので、そういう緊急やむを得ざる場合には、代燃車では間に合わない。まことに今日非文化的な状態にあるのですが、そういう點までできないのでしょうか。その點を一つお伺ひしたい。

○田中(源)政府委員 先ほど郷野政府委員からお答えいたしましたのであります。今成重委員の御質問の趣旨の通りに、實際と事務的な手続という點ではまことにちがひはな—一見こういふやうなことは事務的の處置ができるのじやないかといふこともございまして、あります。總括的にいって代燃車は代燃車たる一つの籍を有しておるのであります。そういう場合には市役所等においても、殊に北九州等においては皆大きな市役所でありまして、新たに自動車を一増加していただいて、その増加されたものをガソリンで初めて使用するならば、初めからその籍がそれによつてあることについての手續を認めていくことはやりよいのであります。そういうふうで、はなはだ一見矛盾しておるやうでありますけれども、そういう場合がおりますならば、あらためて籍を設けるやうな手續にしたいだく方がやりやすいといふことが事務的にあるのであります。この點も御質問の意味から申しますと、政府

としてまことにおはすかしようなことでございすけれども、事務的の面を御考慮願ひまして、そういう取扱いにお願ひしたいと思ひます。

○田村委員 自家用自動車の使用についてお尋ねするのですが、私も、他の古い規則の條文等は知りませんけれども、この法案と聽いたところと對照してみますと、どつちがほんとうかわかりませんのでお尋ねをするのです。よく自家用自動車、つまり土木業者その他の請負業者が、あるいはオートバイ、三輪車等を自家用自動車として荷物を運ぶ。そういう場合に自動車の使用は許可が要するのだといふやうに聞いておる。そうすると自家用自動車は許可、認可が要することになるわけでしょうが、この條文を見ると、ほかの事業はみなその事業計畫を定めて免許を得るといふことが必要となつておる。この自家用自動車だけについては、使用についての認可といふか、届出といふか、そういうことは要らないことになつておるのですが、そうすると今度の法案においては免許も許可も認可も要らないのですが、後の「車輛」のところでは登録しなければならぬといふことになつておるが、この點でそれを幾分取締るといふやうな方法があるのか、あるいは車輛の製造面において、物資面において、とてもだれも彼も皆もつといふわけにいかないから、その點において自然に按制されるという御見解なのではないか。その點はどうなのではないか。

○郷野政府委員 今おつしやいました通りでございます。自家用自動車につきましては第八章の「車輛」におきまして規定がございす。これによりまして検査を受けまして、なお指定された車輛番號の登録を受けられ、ますれば、これによりまして使用ができることになるのでございます。なおそれと同時に資材面におきまして、やはり資材の配分の面から、事實上の制約は受けることに相なります。

○田村委員 そうすると許可とか、認可は必要ないことになるわけですね。あとの八章はただ車輛の検査とか、届出は車輛を得た後に届け出ればよいといふことなのですか。

○正木委員長 委員長もちよつと質問したいのですが、自家用自動車の定義です。たとえば今國會にかかつております農村協同組合であるとか、いろいろと各種の團體が出てくると思ひますが、そういう團體でもちますものを自家用自動車と解釋してよろしいか。その點をお伺ひしておきたいと思ひます。

○郷野政府委員 その自動車が五十二條に書いてございすやうに、對價を得て運送の用に供せられる、すなわち營業の關係におきまして使われておるといふことでございせん限り、これは自家用と考へていいと存じます。

○正木委員長 もう少し具體的にお伺ひします。あるいは委員長がわからないのかもしませんが、中小工業者が集まつて一つの團體をつくる。そうすると資材の共同買入れをや、共同加工をや、共同販賣をやる。これは同時に農村の場合にもあるし、漁村の場合にもある。こういう場合の自家用自動車といふのはどういふことになりすか。わかりやすく御説明を願ひたいと思ひます。

○郷野政府委員 お話のような場合に
つきまして、現に農業會などにおいて
そういう種類の使用方をいたしてあり
ますのは、自家用として認めておりま
す。従いまして自家用と考えて差支え
ないと存じます。ただし、その際
五十二條の規定にございます通り、對
價を得てこれを使う、従つて運送の營
業に使うという實質並びに形式をとら
れないようにいたしますれば、差支え
ないと存じます。

○正木委員長 他に質疑はありません
か。――なければ第八章車輛の質疑に
はいります。質疑はこれを許します。

○井谷委員 五十四條であります。
「自動車及び旅客の運送の用に供する
輕車輛は、命令の定めるところによ
り、使用に適する構造、装置及び性能
を有するかどうかについて、行政廳の
検査を受けなければならない。」とな
つておりますが、以前お尋ねいたしま
したときに、下級行政廳は地方の鐵道
局というように承つたように記憶いた
しますが、この行政廳はどれに當る
のでありましょうか。たとえば輕車輛
の検査を受ける場合に、鐵道局にもつ
て行くわけにもいかないし、どこの邊で
この計らいがつかものかというのを
ちよつとお伺いしたいと思います。

○郷野政府委員 旅客の輕車輛につ
きましては市町村長に検査を委任するこ
とになります。従いまして各市町村に
おきましてこの検査が受けられること
になります。自動車につきましては私
どもの考え方によりますと、この事
務を鐵道局、自動車事務所長が行う
かように考えております。

○館委員 その點ですが、どうい
うで客輕車輛と貨物車輛の行政廳を市

町村と局長に區別したのですか。荷物
の輕車輛と言つても、ごく輕微な輕車
輛に市町村長でいいのじやないかとい
うようにも考えられるような輕車輛が
たくさんある。局まで出かけるのはた
いへん煩雜じやないかと思う。

○郷野政府委員 輕車輛につきま
して、検査の關係におきましては、旅客
輕車輛だけを對象にいたしてございま
す。従いまして貨物の輕車輛は、検査
の場合にはこれを検査の對象から除き
まして、これは各自使用する者が自主
的にやればいいという考えてございま
す。

なお營業用出その他營業の面につ
いての行政でございしますが、これは貨
物につきましては、現在の輕車輛が輸
送を擔當いたしてございする現状から
考へまして、大運送、小運送と相當
の密接な關係もつております。また貨
物の輸送の量も非常に多いのでござ
います。なおその動きまする範圍も、比
較的旅客の輕車輛と違ひまして、地域
を限定せられること少く、自由に出る
というような關係もございます。従
いましてこれを鐵道局長の關係の權限に
おいております。

○館委員 北海道の函館あたりの、殊
に特殊貨物運搬で、ほかになにかも
しれません。函館市には、荷車を引張
つて貨物の運搬をやつておる者が約三
百人くらいおります。警察あたりで戰
時中これを統合して、馬車組合に合併
してやつておつたものがある。荷馬車
は別ですが、手車式の運搬をいろいろ
のは營業許可なり、あるいはまた車輛
検査といふものはどういふ扱いになる
か、伺いたいと思ひます。

○郷野政府委員 そういう荷車により

まする輕車輛の運送事業でございま
す。車輛關係の検査は、先ほど申し
上げましたように、受けなくてもいい
のでございします。營業の關係におき
ましては、屈出を要することになつてお
りますので、所要の事項を書きこみ
まして、これは必ずしも自分でもつて
いかなくてもよい、郵送で差支えござ
いせんから、鐵道局、自動車事務所
に届け出てもらう、かように考えてお
ります。

○館委員 その場合に、輕車輛が組合
をつくつてゐる、というときには、組
合名義で届け出ればよいということに
なりますか。また組合にはいろいろな
で、個人々々にそれを營業してゐると
いう場合には、個人々々で自動車事務
所へ届けなければならぬということに
なるのですか。これははなはだ手數な
ことがたくさんある。

○郷野政府委員 組合が組合の仕事と
いたしまして、所屬の組合員でありま
する各業者の人々の屈出をとりまとめ
まして處置をいたしますことは差支
えないと存じます。しかしながら組合
でとりまとめ出すということは、屈
出につきまします要件ではございま
せんから、個人として届け出ることも
差支えないのでございします。

○館委員 その場合に、自動車事務所
といふものは各管理部門にあるので、
そこへ出すというところは差支えないわ
けですね。――よろしゅうございま
す。

○矢野政委員 車輛の整備の點につ
きましてお伺いいたします。現在車輛
整備につきましまして一番大きな問題と
して困つておられますのはタイヤの問題で
あります。おそろく全國を通じて

ならば、相當數量が足がないために運
行ができないというような状態になつ
てゐると思つておりますが、これに
對しまして今後の見通しはいかように
なつておりますか、なおこれに對しま
してどのような對策をおとりになつて
おられますか、この點をお伺いたし
ます。

○郷野政府委員 タイヤにつきま
しては、たび／＼お尋ねがありまして、そ
の都度お答え申し上げておるのでござ
います。お話のごとくタイヤの事
情が、ただいまの自動車輸送の點から
見まして、最も緊迫した重大な問
題でございします。このタイヤの事情の
打開につきましまして、どうしてもまず
生産を上げまして、必要な數量を確保
するといふ努力をしなければならませ
ん。それと同時に、また使用の面にお
きまして、できるだけ合理的にこれ
を使いまして、タイヤの壽命を長くも
たせる努力もしなければなりません。

従いましてこの二つの面から對策を講
じておるのでございしますが、御承知
の通り、八月の十五日に閣議の決定を
經まして、タイヤの生産につきま
して、これを石炭、鐵鋼などの重點産業
と同様に取扱つてもらひまして、資材
の配給、電力その他生産に必要な要件
を満たす上におきまして、できるだけ
タイヤ生産につきましても重點を置い
て、國家的な考慮を拂つてもらふよう
に段取りができたのでございします。な
おタイヤの生産に必要な生ゴム、綿
花、カーボンブラック等の資材につ
きまして、それ／＼關係方面に懇請い
たしまして、その輸入確保という點に
つきましても御考慮を煩わすことに相
なりまして、これによりましてタイヤ

の生産も不十分ではございしますが、
漸次成績は向上しつつあるような状態
でございします。さしあたりこの九月ま
では月五百トンを目標にいたしまし
て、下期になりますと、一四半期二
千トンの目標で、月六百六十トン、こ
れを目標にいたしまして生産に邁進を
するといふことに計畫を立ててもらひ
まして、ただいまその實績を確保いた
しますよう、官民協力いたしまして
努力をいたしております。従いまして
生産事情もやや向上してまいりまし
て、今年の七月のごときはタイヤ、チ
ューブの生産は二萬數千本に上つてお
ります。八月、九月と實績はまだはつ
きりつかめておりませんが、さらに上
つてゐるはずでございします。従いま
してこの九月の十五日から、從來新車に
は四本のタイヤしか使わなかつたので
ございしますが、タイヤは六本にする
といふことにきめまして、新しい車も
一應六本のタイヤで、すぐに使えら
ない状態でも配給ができるようになり
ました。また從來切符がややもすれば
ば空切符になりまして、割當の切符を
もらひまして、現物の入手ができな
い状態でもございましたが、この點も最
近非常に改善されてまいりまして、お
す。なお今年全體のタイヤの要給につ
いて見ますと、理想的な立場で申し
ますれば、八十萬本以上のタイヤが欲
しいのでございしますが、現状におき
ましては約三十萬本くらいのタイヤが
確保できるにすぎないのではないかと
存じます。しかしながらこの三十萬本
ばかりのタイヤ、チューブにつきま
しても、できるだけ輸送の實績に應じ
ました配給をいたしまして、なほかつ一
面におきまして、今のタイヤは非常に

の生産も不十分ではございしますが、
漸次成績は向上しつつあるような状態
でございします。さしあたりこの九月ま
では月五百トンを目標にいたしまし
て、下期になりますと、一四半期二
千トンの目標で、月六百六十トン、こ
れを目標にいたしまして生産に邁進を
するといふことに計畫を立ててもらひ
まして、ただいまその實績を確保いた
しますよう、官民協力いたしまして
努力をいたしております。従いまして
生産事情もやや向上してまいりまし
て、今年の七月のごときはタイヤ、チ
ューブの生産は二萬數千本に上つてお
ります。八月、九月と實績はまだはつ
きりつかめておりませんが、さらに上
つてゐるはずでございします。従いま
してこの九月の十五日から、從來新車に
は四本のタイヤしか使わなかつたので
ございしますが、タイヤは六本にする
といふことにきめまして、新しい車も
一應六本のタイヤで、すぐに使えら
ない状態でも配給ができるようになり
ました。また從來切符がややもすれば
ば空切符になりまして、割當の切符を
もらひまして、現物の入手ができな
い状態でもございましたが、この點も最
近非常に改善されてまいりまして、お
す。なお今年全體のタイヤの要給につ
いて見ますと、理想的な立場で申し
ますれば、八十萬本以上のタイヤが欲
しいのでございしますが、現状におき
ましては約三十萬本くらいのタイヤが
確保できるにすぎないのではないかと
存じます。しかしながらこの三十萬本
ばかりのタイヤ、チューブにつきま
しても、できるだけ輸送の實績に應じ
ました配給をいたしまして、なほかつ一
面におきまして、今のタイヤは非常に

品質が悪くなつておりますが、これをうまく使ひまして、できるだけ壽命を延ばして、有効に使うという方法も併せ講じまして、とにかくこの急場をしのいでまいりたい。なお來年になりますれば、さらに一層生産の面におきまして實績を上げていく方法を同時に用意してまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○矢野(政)委員 九月十五日より六本をつけて配給することに相なつたことを、ただいま承つたのでありますが、それ以前に四本つけて配給した車輛につきまして、あとから不足分は配給するといふ御答辯があつたのであります。このタイヤについてはどういふふうなことになるか。お伺ひいたしたいと思ひます。

なお現在もタイヤの配給は商工省でやつておりますが、非常にこの配給の方法が手ぬるいやり方であると思へるのであります。今回の水害の特別配給の場合等にあたりまして、運輸省では一日も早くこれを配給しようといふようなことで、非常に緊急に配給の方法をとられたのでありますが、さらに商工省に行つてみますと、現在どの程度の生産ができておるか、あるいはその生産が止まつたタイヤがどこに、どの程度に、どう置いてあるのか、それすら全然わかつていないといふような現状を聞いたのであります。私はこの際に自動車タイヤに限りましては、運輸省が直接これを配給すべきだ。かように考える次第であります。現在商工省がやつておるようなわけでありまして、商工省としては全部を取扱つておる關係上もありましようけれども、今回のような場合に緊急の

需要が足りないといふような状態でございまして、……。

(委員長退席、原(彪)委員長代理席)

この機会に自動車用のタイヤにつきましては、運輸省が直接これを配給をされるか、できるならばぜひともこれを運輸省直接に配給していただきたい。この點を伺ひます。

○郷野政府委員 最初にお尋ねのございました九月十五日以前に配給になつた新車のタイヤの問題でございますが、これは新車用のタイヤが十分に生産ができるような事情になりまして、これを一般の修繕用のわくに組みかへまして、實狀に應じて前に配給を受けた車に對する分も、さかのぼつて修繕用のタイヤとして配給をいたしたい。かように考えております。

なおタイヤの配給の事務について御意見がございました。お話の通りタイヤの製造並びにこの製品でありますタイヤの配給の仕事は、商工省の所管でございますが、タイヤが自動車運送の面に使われますにつれて、輸送擔當官廳として、配分方については私どもの意見を十分容れられる建前になつております。従つてこの配給の計畫に、私どもが商工省と協力いたしまするこの立場を利用して、御指摘のような面においても實際に輸送という面が十分に考慮に入れられ、またそれが的確に確保できるような態勢で、ぜひ努力してまいりたいと存じております。現在この配給のやり方、これがかえらるかどうかといふ點については、こ

におきましても、輸送の面におきまする實情が、できるだけこの面に反映されまして、配給も輸送の實情に合うよう努力をしましてまいりたいと存じておる次第でございます。

○矢野(政)委員 次にカーバイド、輕油、こうしたものは整備のためにどうしても必要であります。殊にカーバイドの問題でございます。整備をいたしますのには一日もなくてはならぬのであります。この製品が少いために整備に非常な支障を來しておるわけでありまして、そしてたま／＼出てまいりますものは、やみからやみへと傳わりまして、非常なやみの價格で取引をされておるといふような状態にあるのであります。何とかこの點も少し生産の方法がないものであります。なおまた生産工場に對しまして、何とか正式のルートによつて、これを速やかに配給を願うような方法はないものでありましようか。この點についても御意見を伺ひ、さらにまた今後運輸省として格段の御盡力をお願いするものであります。

○郷野政府委員 車輛の整備を考へてまいりますとき、カーバイドといふようなものにつきましても、これが不足いたしておるのであります。整備の面におきまして、遺憾な状態でありましますことは御指摘の通りでございます。私どももいたしましては、現在自動車運送事業を經營しております者もつておる修理施設、また自動車の整備修理事業を業としております業者の方のもつておる修理施設について考へてみましても、い／＼な資材の關係から、著しく能力の不足しております。まするやうな現状でございます。

で、カーバイドその他必要な資材につきましてはさらに一段の努力をいたしまして、皆さん方の御支援も得まして、修理整備の態勢を本法實施とともに一層強化してまいりたいと考えております。

○矢野(政)委員 次に燃料問題でお尋ねしたいと思ひます。本年の木炭、薪の生産が非常に少いと言われておるのであります。このときにあたりまして安定本部の生活物資局におきましては、本年度の下半期の家庭燃料確保対策として、冬季間の電力及び石炭の不足に基き電熱及びガスの供給不足を考慮して、家庭用燃料として薪炭を供給しなければならぬ。しかし薪炭の供給力は限度があるので、従つて自動車の燃料薪炭を家庭用にまわさねばならぬ。その代りに自動車用燃料として、自動車本来の燃料たるガソリンを引きておるといふ計畫を立てておると聞いておるのであります。はたして安本の計畫通りガソリンの今後の見通しがついておるのであります。かように、現在ガソリン車として使われておりますものは、ほとんど全車輛の一割ないし二割程度ではないかと考へておるのであります。このときにあたりまして安本におきましては、この自動車用の薪炭を家庭用に振り向けることがはたしてできるものであります。かようにこの點につきましてお尋ねいたしたいと思ひます。

○郷野政府委員 お話の冬季の木炭對策と關連いたしまして、自動車燃料の問題はただいまい／＼と議論はされておるのであります。この點につきましては、まだ最終的に決定をするという段階には至つておらないものと私は承知しております。お話のごとく木炭、薪は自動車の代用燃料といつたしまして、現在自動車輸送を維持していく上において重要な役割を果しておりますので、これを減らして輸送に悪影響を與えるようなことがあつてはたいへんでございます。従つて木炭、薪といふようなものにおきまして、適當の量を減らすということになりますれば、當然この代りに相當大巾にガソリンを殖やしてまらなければならぬものと考へております。しかしながらガソリンの今の輸入の事情その他から考へまして、この點も相當困難ではないかと考へます。従つて私もいたしましては、この冬季の燃料對策という問題はさうぶる重要な問題でございます。が、やはり自動車の輸送確保といふことは國民生活維持の點から見ても、國の再建の面から見ても、さうぶる大事でございます。いかなる燃料對策がとられるといたしましても、自動車の燃料問題も同時に解決し、確保できる状態におきまして、この問題の解決をはかつていきたい。かように考へましてたゞいま努力をいたしておるところでございます。今お話のような點につきましては、はつきりした結論は出ていないものと承知をいたしております。

(原(彪)委員長代理退席、委員長著席)

○山崎(岩)委員 お尋ね申し上げます。本案が國會の協賛を経て實施されることになりまして、自動車運送事業についても諸法規が整備されることになるのであります。そこで自動車を運轉する運轉手に關する資格の問題はどういふふうになるのかお尋ね申し上げます。

○郷野政府委員 自動車の運轉手については、これは運輸省が直接これを配給をされるか、できるならばぜひともこれを運輸省直接に配給していただきたい。この點を伺ひます。

○矢野(政)委員 最初にお尋ねのございました九月十五日以前に配給になつた新車のタイヤの問題でございますが、これは新車用のタイヤが十分に生産ができるような事情になりまして、これを一般の修繕用のわくに組みかへまして、實狀に應じて前に配給を受けた車に對する分も、さかのぼつて修繕用のタイヤとして配給をいたしたい。かように考えております。

げたい。今までは自動車の手廻しに對する免許は、府縣廳警察部において試験の上これを認可しておつたが、今後どういふ處置をとられますか。今まで通りの處置をとつていかれるのか。それとも他に別の方法を講ぜられるか。また自動車の運転手の養成に關して運輸省は何か考えをもっているかどうか。その點についてお尋ねを申し上げます。

○郷野政府委員 自動車の運轉免許については、從來自動車取締法に基いて各府縣でこれを實施してまいつたので

都道府縣において運轉免許は行ふとい
う事ゝな建前にいたしておるのであり
ます。

○山崎(岩)委員 先ほど、館委員長から御質問がございまして、旅客の運送の用に供せざるところの輕車輛をもつて運送事業を営む者は、地方事務所の方に届出ればよいというお話であります。が、これは届出主義であつて、認可制度ではないのです。届出主義で、

いいですね。
○郷野政府委員 届出で足りるのであります。

○山崎(岩)委員　丁承いたしました。
○正木委員長　第八章について他に質疑はございませんか。――なければ第九章罰則について質疑を行います。質疑はこれを許します。

○成重委員 第九章罰則について總括的にお尋ねしてみたいと思います。それに關連して多少すでに御審議を進めておりましたことにさかのほるかもしれませんが、この道路運送法令の目的は公共の福祉を確保するにありということになっております。こうして各條項を逐條審議してみますと、まことにこの法令は複雑多岐にわたつておりまして、殊に最近の各法令の立法の精神は、どういうお氣持で立法せられてお

るか、私はその點も伺いたいのであります。殊にもう少し法令が多少簡素化される點があるのぢやないかと考えるのであります。たとえばだいまの第八章のごときも、五十四條、五十五條、五十六條のごときも、要約すればもう少し簡單になるのぢやないかと考へられるし、先だつて占領軍關係の自動車關係の方と懇談したときも、アメリカ等における車輛の取締り等につい

ても承つたのでありますが、この法令の各條項を見てみますと、多少文化的な公共の福祉を増進する目的に副わないう、進歩を妨げるような節も法令の中に含まれておるようによに考えられますので、私はむしろこれを要約して、車輛の規格とそれから車輛の許可、認可と、それから罰則、この三章ぐらいに分割して、この法令はできでいいのではなうかとも考へるのであります。従つて罰則の點についても、もう少し私には、七章の罰則を一章に置いて三章に

命令の定むるところにより、事業計畫を定め、主務大臣の免許を受けなければならぬ。」とありまして、これに違反した者はこの五十七條に一萬圓以下の罰金に處するとありますが、それと一萬圓の罰金を覺悟してやれば、別に許可も認可も受けなくても營業をやつていいじやないか、こういうふうに逆に、あえて脱法行爲を考へるならばできるんじゃないかと考へられますすし、あるいはまた第五十八條の

ことゝも五千圓以下の罰金というところ
になつておりますが、これは二十八條

の第一項に「自動車運送事業の譲渡は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。」とありまして、この認可を受けないでやつた場合であります。これも最初からこの五千圓

の罰金を覺悟してやれば、別にこんな五十八條も顧慮しないでもいいんじやないかとも考えられます。その他五十九條には三千圓以下の罰金とか拘留または料料とかありますが、私どもはこういう許可、認可を受けずにやつたような場合、あるいは譲渡をしたような場合には、むしろ永久にその許可を剝奪する、あるいはその營業を停止するとする、いろいろな、もう少しはつきりした罰則を附することにすれば、前にたくさんうたわれておりますような條項も、あえてこれを示さなくても、もう少し簡素化された、簡易な法令になるんじやないかと思ひます。それでこれに附屬されますいろ／＼の内規等を考えますと、これは單なる道路運送法であります、これは單なる道路運送法であります、わが國の法律は過去において主としてこうしたような考え方で、いたづらに複雑多岐にわたつて殊に罰則等の點については轉きに失する點が

すが、この點については、やはり當初これをいろいろな角度から研究いたしました、規定すべきことを、必要のあるものは取入れ、また必要のないものはできるだけ削りまして、整理をいたしたつもりでございます。従いまして私どもの考えをいたしましたのは、この法律に規定いたしております事柄は、この御指摘になりました免許などの規定にいたしまして、必要な點についてその限度のものを規定として取り上げたつもりでございます。なお具體的な問題につきましては、さらに御意見を伺いまして十分に検討を加えたいと思存しますが、大體の考え方としては、そういう見地からすでに相當に取捨をいたしまして、必要なもののみを残した考えでございます。なお罰則の點でございますが、先ほど申し上げましたような見地からできるだけ罰則の規定につきましては、個々の罰則を適用いたします場合を具體的に規定いたしました、今後罰則の適用を嚴重にやつてまいります場合に、おの／＼罰則を變動すべき場合を明らかにするという考え方から、まずこの罰則は規定いたしてあるつもりでございます。従いまして、從來の自動車交通事業法の罰則に比べますと、罰則の規定がややこまかくなつております。そして具體的に罰則を適用すべき場合が、明瞭に各本條に照らしまして掲げられてるのでございます。なお罰則の罰の程度でございますが、これにつきましては、やはり最近經濟情勢の變化などもございまして、金刑につきましては金額を殖やすという必要も認められましたので、いづれもこれを増額いたしております。なお罰則に關しましては、一般

的な方針をいたしまして、類似の場合の罰則が他の法規にも規定がございするもので、これとの振合ひも考えなければならぬのでございます。そこでこの振合ひの點につきまして、十分司法當局と打合せをいたしまして、均衡を保つようにいたしたつもりでございます。従いましてここに掲げられております罰則につきましては、他のこれに類似したした場合の罰とその程度を同じくいたしておるのでございます。たとえて申しますと、五十七條の無免許の營業でございするが、これにつきまして一萬圓以下の罰金というの、他の事業法規と均衡をとつておるのでございます。なおまた先ほどお話のございました、ただ單にこの罰則の適用發動のみでなく、他にも處置をとるべきものがないかというお話でございますが、それはもちろん各本條で定められております行政處分、これもおの／＼その場合にあたりまして、適用すべきものは同時に併せてこれを行つつもりで考えております。

○田村委員、この六十七條に「左の各號の一に該當するときは、これを三千圓以下の過料に處する」とあつて過料としてあるが、特に過料とした理由を伺いたい。

○郷野政府委員、六十七條の各號に掲げておりますような場合におきましては、これは司法當局とも十分に打合せをいたしたのでございますが、これをいよいよゆる刑罰にしないで、行政罰として處置をするのが、ほかの法律におきましても建前になつておるといふような意見もございまして、特にこれを行政罰として取扱ふことにいたしましたのでございます。従いましてここに掲げてございする場合は、これを一つ一つ當ててみますと、一應この三千圓以下の過料という行政罰で目的は達せられるのでないか、かように考えまして、他との振合ひにもらひ合わせまして、かように規定をいたした次第であります。

○山崎(岩)委員、六十一條についてちよつと尋ね申し上げます。第六十一條の「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は所有し若しくは使用する車輛に關し」とあるのですが、「その法人又は人の業務又は所有し」という意味は「業務上所有し若しくは使用する」ということか、それならば、この文章はどういう意味であるかわかりませんので、お答えを願いたい。

○郷野政府委員、お答え申し上げます。この六十一條のつながりは「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がそこにボツをおいてお考えを願いたいのであります。その法人又は人の業務」とその次の「又は所有し、若しくは使用する車輛」そこまで讀くのでございまして、「又は」から「所有し、若しくは使用する車輛」ここまでにかかるといふのでございます。従いましてこの間を抜かして申し上げますと、「その法人又は人の業務又は車輛に關し」、「その法人又は人の業務又は所有し、若しくは使用する」といふ條件が加わるのでございます。

○山崎(岩)委員、そうならばその言葉がわからないのですが、「使用人その他の従業者がその法人又は人の業務」とは何でしょう。「法人又は人の業務」とあつて、人の業務というのはこれが一つの主體になるわけですね。そうすれば人の業務というのは、どこに一體かかり結びがつくのでしょうか。

○郷野政府委員、お話を聞きました。これは「法人又は人の業務に關し、第五十七條乃至前條の違反行為をしたとき」と「その法人又は人の業務又は所有し、若しくは使用する車輛に關し、違反行為をしたとき」とかようにお讀み願いたいと思ひます。

○山崎(岩)委員、どうもここが少し言葉が足りませんね。文章の上からいってなつておりません。ここだけあとで御研究願ひます。私の方でも考えます。

○正木委員長、他に質疑はございせんか。なければ附則について質疑にはいります。質疑はこれを許します。

○田村委員、ちよつと前にもどつて伺います。六十三條の罰則のところでは「人の現在する乗合旅客自動車」云々とありますが、人の現在する場合は指し合、つまり車庫へ入れてあつた自動車というふうなものについては、これは

刑法の一般規定によることになつておると思ふのです。あれはたしか毀棄罪は親告罪ではなかつたかと思ふのです。普通個人の所有と違つて、こうした公共用の交通機關として車庫に入れたところの機械を破損する、あるいは車體を毀つといつたようなものは、はつきり私は記憶しておらぬのですが、刑法の一般規定ではたしか親告罪になつておると思ふ。そうすると、こうした公共の用に供するところのものの毀棄罪は、親告罪としてでなく、やらなければならぬ必要があると思ふ。人の現在する車庫の機關に對しては、今の毀棄罪だけで處分するといふことになるわけですか。

○田中(源)政府委員、大體お説のように親告罪になつておると思ひます。しかしながら親告罪でなくともやり得られる。これは立法上から考えまして、公共用のもの、また私有物、公共用にあらざるもの、これを犯罪と見なす場合においては、親告罪でなくとも地方警察がみずからそれを罰してやり得るのであります。但しその刑罰に付する場合には、公共的なものを破棄した者場合と、私有物を破棄した者場合との刑の量定において、おの／＼から懸隔があるのではないかと、私は両方ともいけるといふ解釋をしております。

○田村委員、その點ちよつと私解釋が違ふのです。親告罪というのは被害者の告訴がなければ訴追ができないわけですが、告訴がなければ訴追ができないこととなるのだから、結局刑にすることができなくなつてくるわけです。この點私もよく調査研究してみますが、これはそういう車庫に入れたるような

ものは——他の營業を妨害するといったような意味でやつたのなら、これは營業妨害で別に刑法の規定がある。けれどもそうした目的がなくして、機械を壊す、車體を壊すといった場合には、刑法の毀棄罪によつて罰せられるということになつてくると、普通の個人に對するものと同じ公共用の交通機關に對する問題とが同じ取扱ひを受けるということになつてまいると思う。その點、私今條文をもつておりませんからつきり記憶にありませんが、ちよつと缺點があるのではないかと思ひます。

○館委員 六十二條、六十三條というやうなこの條項は、道路交通取締法案ですか、まだ私よく見ておりませんが、そういうところと關連しているところのか、重複しているところのか、その間の關係はどうなつておりますか。

○澤野政府委員 六十二條、六十三條の規定につきましては、これは一般刑法の特別法規といたしまして、規定を特にここに掲げたものでございます。そしてこれらの罰につきましては、道路運送に關係いたしますものといいたしまして、便宜上ここに掲げたのでございます。道路交通取締法の關係におきましてはこういうものを取上げてございませぬ。

○井谷委員 この道路運送委員に地方長官が兩院の議員を推薦したというやうな場合には、委員の身分とこれとの關係はどういうふうなことになりますか。

○郷野政府委員 道路運送委員會は行政の諮問機關でございますから、ただいまの現行の法規におきましては、國

會の議員の方は法律の規定または兩院の議決がなければ、こつち委員會の委員になられるわけにはまいらないのでございます。法律の規定は特にございませぬ。従いまして兩院の議決がない限り、委員になられるわけにはまいらないものと存しております。

○正木委員長 他に質疑がなければ本日はこの程度で散會したいと思いますがいかがでありますでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○正木委員長 ではこれにて散會いたします。

午後四時二十二分散會